

厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）  
分担研究報告書

東京地下鉄サリン事件におけるカルテの保存

研究分担者 石松伸一

研究要旨 東京地下鉄サリン事件の急性期医療情報とし診療録は重要である。また、医療機関に存在資料も併せて保存すべきである。そのため、診療録は電子カルテの一部としてスキャンして保存し、医療機関内の倫理審査や診療録管理委員会の承認を得るべきで、診療録以外の資料は病院の責任でこれを保管する。また、診療録保管の法的義務は5年であり、サリン事件に関わる診療録を電子化して永久保存することを法的に義務化すべきである。

A. 研究目的

東京地下鉄サリン事件に関係する診療録やその他の記録は逸失寸前であり、これを永久に保存するため、必要な方法を確認し、課題を明らかにする。

B. 研究方法

当院、聖路加病院でのカルテ電子化にあたり、問題点、課題を抽出した。

C. 研究結果

大きく2つの問題があった。一つは診療録のどこまでを電子化するか、もう一つは電子化(PDF化)したものを正式なカルテ「診療録」として登録するかである。前者に関してははなるだけ、事件に関する記録に関しては全て網羅したいところである。その意味で直接入院、外来診療録だけでなく、患者への説明に使った当時、ミニ瓦版と言われた説明の紙など、貴重な資料を網羅する必要があるが、診療録とは別のものとなる。後者は、医療機関として今後保存しやすくするにはpdf化した旧診療録も正式な診療録として登録すべきであろうと思われた。しかし、診療録の保存期間は法的に5年と定められており、医療機関内でも残す必要があるのか、という反対意見が根強い。そこで、サリン事件に関わる診療録を電子化して永久保存することが法的に義務化

されれば、医療機関内の合意形成に助けとなる。

D. E. 考察と結論

よって以下の流れをとることとした。

- 1) 診療録は電子カルテの一部としてスキャンして保存する。
- 2) 電子化にあたっては倫理審査を受ける。
- 3) 保存した記録は個人の電子カルテとして保存させるが、スキャンした物は、「#サリン事件記録」として、他の記録とは区別した形で保管する（脳死判定記録と同様の扱い）。
- 4) 「#サリン事件記録」としての管理することは、手続き上診療録管理委員会の承認を得る。
- 5) スキャンするものは、診療記録として残っているものをすべてとする。
- 6) サリン事件に関わる診療録を電子化して永久保存することが法的に義務化されれば、医療機関内の合意形成に助けとなる。

F. 健康危険情報

総括研究報告書にまとめて記入

G. 研究発表

論文発表、学会発表  
該当なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

特許取得、実用新案登録、その他  
該当なし